隱岐海区漁業調整委員会事務局 平成18年10月16日

はじめに

◎第18期265回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。 出席委員(敬称略): 葛西、池田、扇谷、屋田、影原、中山、佐々木、小中、安部、濱田 欠席委員 ("): なし

開催日時:平成18年9月1日(金) AM9:00~10:00

開催場所:隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合JFしまね西郷支所 会議室

議題

1. 定置漁業の免許内容等の事前決定について(諮問)

前回の委員会で、海士町崎地先の新規定置漁業に係る漁場計画原案が了承されたことに伴い、 今回免許内容等の事前決定について諮問があり、公聴会を開催し公述人の意見を聴取した上で、 審議を行いました。

【公聴会の概要】

①公述人:海士町漁協

②公述内容:

- ・現在海士町では定置漁業を2ヶ統営んでいるが、もう1ヶ統増えればさらに水揚げが増加することが予想される。
- ・今回要望した場所は、かつて定置漁業権があった場所とほとんど同位置にあるため、一定の 水揚げが期待できる。
- ・地元崎地区の組合員の同意を得ている。また、今年度の通常総会でも賛成多数で可決承認された。

【審議結果】

公聴会終了後に委員会が再開され、審議の結果、異議ない旨答申を行うこととなりました。

今後のスケジュール

平成18年9月12日

平成18年9月12日~11月13日

平成18年12月12日

免許内容等の事前決定の告示

免許申請期間

免許予定日

2. その他

【つけ漁業の許可取扱方針について】

前回の海区便りで、ひき縄によるヨコワ釣りのためのつけ設置について承認されたことをお 伝えしましたが、その取扱方針について水産局より報告がありました。概要は以下のとおりで す。

◎平成18年7月25日付け隠岐支庁許可取扱方針について

漁業種類	項目	内容	備考
つけ漁業	漁業種類	つけ漁業	
	操業区域	隠岐島周辺海域	
	操業期間	6月1日から10月31日まで	
	制限又は条	(1) 漬は北緯 度 分 東経 度	船ごとに漁
	件	分の点(基点)と北緯 度 分東経	場の緯度経
		度 分の点を結んだ線の周囲 0.5 海里	度を指定す
		の海域及び北緯 度 分東経 度	る。
		分の点を結んだ線の周囲 0.5 海里の海域	
		に設置しなければならない。	
		(2) 自ら敷設した漬以外の漬を使用して	
		操業してはならない。(漂流物は除く)	
		(3)漁期終了後速やかに月別漁獲実績を	
		知事に報告しなければならない。	

○次回開催予定

開催時期-11月中旬

開催場所-隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎会議室

おわりに

秋も深まり、朝と夜はずいぶん冷え込むようになって きました。気温の寒暖差が激しい時期なので、風邪を引 かないようにお気をつけください。

さて、飲酒運転の事故が連日のように報道されていま すが、10月から船舶の操縦者、乗組員に対しても飲酒 対策が強化されることになりました。陸上ではもちろん のこと、海上でも「飲酒をしたらハンドルを握らない」 を徹底しましょう。

連絡先

隠岐支庁水産局内

隠岐海区漁業調整委員会事務局

Tel: 0 8 5 1 2 - 2 - 9 6 6 9

Fax: 0 8 5 1 2 - 2 - 9 6 7 4